平成２１年（フ）第１５１号
川崎市川崎区桜本１丁目８番13号
破産者　有限会社金沢食品
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１５２号
東京都大田区大森西２丁目14番４号　アパートメント桜樹101金子方、住民票上の住所川崎市川崎区大島３丁目38番４号
破産者　金澤美代子
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１５３号
川崎市川崎区浜町４丁目16番19―104号メゾン吉沢、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区西蒲田７丁目66番12号
破産者　株式会社ケイ・エム
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２００号
川崎市高津区久末336番地１
破産者　有限会社大樹建設
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２０年（フ）第６９０号
石川県かほく市高松甲17番地23
破産者　富士能フーズ株式会社
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１０３号
金沢市御供田町ニ34番地５
破産者　株式会社とみた
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第６８９号
静岡県沼津市大手町５丁目３番10号
破産者　有限会社クラシキ
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第３２７１号
名古屋市港区神宮寺１丁目903番地
破産者　まるまん物流有限会社
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８２号
名古屋市千種区香流橋２丁目２番12号
破産者　ライフデザイン有限会社
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６６号
名古屋市瑞穂区土市町２丁目18番地
破産者　有限会社ノジリ企画
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２０５４号
堺市堺区榎元町４丁１番７号
破産者　株式会社永野光学
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５１号
大阪府富田林市甘南備1896番地
破産者　アール産業株式会社
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６号
鳥取県鳥取市千代水１丁目151番地
破産者　株式会社インターギャレ
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５１号
札幌市厚別区厚別中央３条５丁目８―20
破産者　有限会社北海道物産流通システム
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第３１４９号
福岡市東区西戸崎５丁目３番４号
破産者　アンスリーホーム有限会社
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第６２４号
福岡市城南区梅林４丁目27番３号
破産者　有限会社ジェム・サイエンス
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第１０００号
鹿児島県鹿児島市吉野町5468番地３
破産者　有限会社産建設工業
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２０年（フ）第２８１号
栃木県栃木市平柳町１丁目30番37号
破産者　弓町製袋株式会社
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第８７８号
栃木県鹿沼市下粕尾558番地
破産者　髙田建設有限会社
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第８７９号
栃木県鹿沼市下粕尾558番地
破産者　髙田　富夫
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第１０６７号
栃木県宇都宮市平出町384番地１
破産者　平出　明功
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２２５号
栃木県小山市大字外城204番地１　ユーミーアズール305号室、前住所神奈川県横浜市港南区東永谷３丁目15番30―320号
破産者　髙畠　丈仁
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係